

経済要録

国 内

◆日本銀行、「日本銀行におけるコンピューター2000年問題に関するコンティンジェンシー・プランの概要について」を公表

日本銀行は、4月6日、「日本銀行におけるコンピューター2000年問題に関するコンティンジェンシー・プランの概要について」を公表した。これは、コンピューター2000年問題が発生した場合の緊急時対応のほか、関係先との緊密な連絡体制の確保等について、かねてより進めてきた検討を踏まえたもの（その内容については、『日本銀行ホームページ』参照）。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、4月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同13日に公表したほか、3月12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを4月14日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別 添）

平成11年4月9日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

以上

◆国民銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、4月11日、国民銀行に対する金融整理管財人による管理命令に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、国民銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。

2. 今後、国民銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。

3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、国民銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給

する方針を、本日の政策委員会で決定した。

4. 以上の措置を通じて、国民銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インバウンド取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆ノンバンク社債発行法の成立

4月14日、参議院本会議において、「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」（いわゆるノンバンク社債発行法）が可決され、成立した（4月21日公布）。同法では、出資法で制限が設けられていたいわゆるノンバンクの貸付資金の調達のための社債の発行等を認める一方、投資家保護の観点から、ノンバンクに貸付状況等を明確にするためのディスクロージャーの充実を義務付けている。

◆外国為替等審議会、「21世紀に向けた円の国際化」を公表

外国為替等審議会は、4月20日、「21世紀に向けた円の国際化」と題する答申を大蔵大臣に提出した。その要旨は、以下のとおり。

21世紀に向けた円の国際化
—世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応—

I. 円の国際化の現状と最近における内外経済情勢の変化<何故、今円の国際化か>
● 円の国際化の現状は、日本経済の世界におけるウェイトが約14%に達し、日本が

世界最大の純債権国である等の状況にかかるみると、必ずしも十分な状況にあるとは言えない。

- 円の国際化が90年代に入って停滞した背景を、特に貿易及び資本取引について分析してみると、貿易取引については、国際的にドル建てで取引される原材料の輸入に占める割合が高いこと、日本の親会社が為替リスクを負担していること等が指摘される。資本取引については、クロスボーダー取引に対する規制が最近に至るまで残った、非居住者が円資産を運用する手段に制約があった、非居住者に関する税制等の環境整備が十分でなかった、との指摘もなされていた。
- アジア通貨危機の発生、ユーロの登場、
ビッグバンの進展といった内外の経済・金融情勢の変化の中で、円の国際化の推進が、21世紀を目前に控え、改めて今日的課題として問われている。

II. 円の国際化の必要性＜何のための円の国際化か＞

1. 國際的な側面における必要性

- 世界の3大経済地域の一端を担う欧州のユーロ及びアジアにおける主要通貨である円が、ドルを補完し、各国及び地域が節度ある経済運営を行うことにより、安定した国際通貨体制の構築に貢献することが期待される。
- 円の国際通貨としての役割強化は、為替市場、特にアジアにおける為替市場の安定、ひいてはアジア諸国の経済の安定に資する。

2. 日本にとっての必要性

- 國際取引における通貨の多様化は、金融サービスの新しい業務展開の可能性を提供し、円のマザー・マーケットである東京市場の活性化に貢献する。
- 国際金融取引における円ビジネスの拡大は、日本の金融機関にとって、ビジネス・チャンスの拡大につながるとともに、外貨建ての調達リスクを低減させ、ひいては国際競争力の回復・向上に資する。
- 対外取引の円建て化は、日本の企業等にとって為替リスク軽減のメリットがある。

III. 円の国際化を進めるに当たっての課題＜円の国際化のために何をなすべきか＞

1. 基本的視点

- 円の国際化を推進する上では、日本経済の安定的成長や円の安定等の国際的な責務に応えていく覚悟が必要である。
- さらに、円を国際的な取引で使用するに当たっての環境整備を進めることが不可欠であるとともに、円に対する意識改革を含めた官民双方の取り組みが必要であり、今後21世紀に向けて長期的に取り組んでいく課題であるとの認識も必要である。
- 当面は、日本との関係が極めて深いアジアにおいて国際通貨として円の使用の一層の広がりを図ることが現実的であり、このためにも、実体経済面でのアジアとの結び付きを速やかに回復・拡充し、アジアに円が供給され、国際取引において円が流通する基盤を作っていくことが重要となる。

2. 提言

- (1) 円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、その前提条件として、金融システムの速やかな安定と景気回復による日本経済に対する信認の回復・向上、そのための中長期的なマクロ経済バランスの回復が不可欠である。
- (2) 主要通貨であるドル、ユーロ、円との間での為替相場の相対的安定を図ることが、国際通貨を提供する国としての責任である。
- (3) アジア諸国にとって、ドル、円、ユーロ等を構成要素とする通貨バスケットとの関係が安定的になるような為替制度も1つの選択肢であり、この中でアジア通貨が円との連動性を強めていくことは望ましい。また、将来的なアジア域内の通貨制度について、日本としても積極的に議論に参加していくことが必要である。
- (4) 円の国際化を進める上で、円の利便性を高めるとともに、安心して利用できるようなインフラの整備が必要である。

①金融・資本市場における環境整備

98年4月の改正外為法の施行や、同年12月発表の円の国際化推進策に盛り込まれた、FBの市中公募入札発行の開始、TB・FBの償還差益に係る源泉徴収の免除、国債利子について非居住者・外国法人を非課税とする措置等は、その後所要の法令整備等が実施されており、円の国際化の観点から大き

な前進であった。今後も引き続き金融・資本市場の整備を図っていくことが重要である。

- イ. 非居住者の参入を促す観点から、欧米で採られている売買形態での取引を推進していくためのレポ市場の環境整備を早急に行うべきである。
- ロ. 国債のイールド・カーブの効率的な形成を一層促進するべく、中期債のベンチマークとなる5年利付国債を導入すべきである。
- ハ. 投資家の様々なニーズに対応するべく国債の商品性を一層多様化させることが重要であり、欧米主要国の国債市場で取引されているストリップス債の導入を検討すべきである。

②決済システムの改善

決済システムの整備は円の国際化の観点からも喫緊の課題であり、非居住者が安心して円資産の運用・調達を行っていく上で不可欠の条件と言える。

- イ. 日銀ネットの2000年末までのRTGS化や稼働時間の延長の確実な実現が重要である。
- ロ. DVPの実現等を目指した、CD・CPの決済システムの整備に係る検討の早期の成果を期待する。
- ハ. 中長期的な観点から、証券決済全般につき、より包括的な集中決済の仕組みの整備を検討することも必要である。

③この他、日銀が提供する各国中銀等へのサービスの拡充、国際商品市場における取扱商品の拡大、会計原則・会計基準の継続的見直し、及び倒産法制の整備も必要である。

(5) 現状のように内外の経済状況が大きく変わろうとしている時期に当たっては、貿易及び資本取引において、これまでのプラクティスを見直し円の利用につき新たな角度から検討することも必要になってきている。

①貿易取引

- 建値通貨に伴うリスクとコストを再評価し、これまでの貿易取引における通貨建ての現状につき見直し、円建て取引拡大の可能性につき検討する必要性が高まっている。
- 円の国際化が進展するためには、日本の円建て輸入の拡大等により、非居住者の円保有が拡大することが必要である。

②資本取引

- 資本取引においても円資金を供給していくことは、円市場の厚みを増し円の国際化を推進していく上でも、また、日本の超過貯蓄を海外へ円建てで還流する上からも、その必要性が高まっている。
- 貸し手、借り手双方がこれまでの対外資金供給の在り方を見直し、円建てでの資金供給の活用による日本の金融機関の金融仲介機能の回復・向上を図っていくことが重要である。

上を図っていくことが重要である。

- アジア経済の現状等にかんがみると、アジアへの円資金の供給に当たって公的支援の果たす役割は従来にも増して大きくなっている。(国際協力銀行のソブリン債保証業務の活用や新宮澤構想に基づく円資金の供給等)
- ③その他、国際機関による円建て融資の拡大や、日本として円建て表示を積極的に活用することも必要である。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、4月22日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、3月25日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを4月27日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初^(注)0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

(別添)

平成11年4月22日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

以上

◆経済企画庁、「緊急経済対策の実施状況と今後の予定」を公表

経済企画庁は、4月23日、「緊急経済対策の実施状況と今後の予定」を公表した。その内容は、以下のとおり。

I. 緊急経済対策の総括的評価

1. 緊急経済対策の効果

緊急経済対策策定当時の我が国経済は、金融システムに対する信頼の低下や雇用不安などを背景として、いわば「不況の環」とも呼ぶべき厳しい状況の中にあった。

小渕内閣は、発足以来、思い切った施策を果断に決定し、実行に移してきたところであるが、こうした状況から脱却するため、緊急経済対策を10年11月16日に策定し、精力的な国会審議を経て、12月11日には早くも10年度第3次補正予算が成立した。緊急経済対策の総事業規模は17兆円を超えるものであり、減税全体の規模を含めれば27兆円規模である。この過去最大の経済対策により、我が国経済はデフレスパイナルに陥る危機を脱した。

また、緊急経済対策策定時に懸念されていた金融システムリスクについても、破綻に立ち至った金融機関が速やかに国の管理の下に置かれる仕組みが機能し、定着した。今や、国民、市場は、我が国の金融システムを信頼し、それが、為替市場、金融・資本市場の安定に反映されている。我が国の大膽かつ迅速な経済運営は、我が國のみならず、世界の金融市场の安定化に貢献した。

加えて、我が国は、アジア各国の通貨・経済の安定に積極的に貢献する等アジア支援策を実施してきており、これらの施策は、アジア諸国から高く評価されている。また、アジアの一部の国では経済回復の兆しが見られる。

2. 経済の現状認識と経済再生の道筋

11年度は、3年連続のマイナス成長を回避

し、回復基盤を固める年であり、12年度に向けて我が国経済を回復軌道に乗せていくためにも、正念場の年である。

最近の我が国経済は、民需が低調なため依然として極めて厳しい状況にあるが、金融システム安定化・信用収縮対策、公共投資の拡大、恒久的な減税や地域振興券の交付、各般の住宅対策による住宅投資の増加、金融緩和策等、各種の政策効果により、企業、家計のマインドがやや改善し、景気は下げ止まりつつある。また、アメリカ経済も、先行きにやや不透明感が見られるものの、景気拡大を続けていることは、我が国の景気回復にとって明るい材料である。

しかし、マイナス成長を回避し、経済の回復基盤を固めるという視点からは、①雇用・賃金の調整が続いている、景気の先行指標である失業率も10年11月の4.4%から11年2月の4.6%へと上昇しており、また、中長期的な構造改革の必要性の中で、企業のリストラが引き続き行われていく可能性があること、②期待成長率が低下している中で、資本ストックの調整圧力が一層強まっていること等の懸念も存在する。

3. 今後の課題と政策運営

当面は民間需要の緩やかな回復のために、15カ月予算を含む緊急経済対策により、公的需要を中心として景気の下支えを図りながら、金融政策面でも適切な金融調節の手法により潤沢な資金供給を行い、引き続き日本経済の回復に貢献する金融政策を行うなど、機動的弾力的な経済運営を行う。

さらに、景気回復の動きを中長期的な安定成長につなげるため、21世紀の多様な知恵の時代にふさわしい社会の構築に向けた構造改革を推進していく。このため、現行の経済計画に代わるものとして、「新たなる時代の姿と政策方針」を、今年の夏頃を目処に策定することとする。

また、戦後の復興、石油危機、円高等幾多の困難を乗り越えてきた実績を有する我が国産業界は、グローバル・マーケットでの生き残りをかけて、生産性の向上による競争力強化を図ることが重要となっている。こうした中、政府としては、産業競争力会議を開催し、その自助努力を支援していくこととしている。

このような認識を踏まえ、当面は、雇用対策等セーフティーネットの充実と公共事業等の積極的な施行による経済の下支え、中長期的には、産業競争力強化や、少子高齢化、ダイオキシン問題等21世紀の諸課題への対応などを重視しつつ、今般、緊急経済対策のフォローアップを、以下のとおり行った。

今後とも、政府としては、問題があればこれを克服し、我が国経済の再生を図っていく決意である。

II. 緊急経済対策の項目別評価

1. 金融システムの安定化・信用収縮対策

(1) 金融システムの安定化対策

- ① 3月の早期健全化法の枠組みを利用した資本増強の実施など金融システム安定化対策の進展を反映して、金融システムに対する信頼が回復している。

- ② 資本増強を申請した15行が提出した経

営健全化計画では、横並び的な業務の再構築ではなく、人員削減、人件費削減や、明確かつ特色ある戦略による収益性の向上に加え、組織の抜本的改革が図られている。また、金融再編については、合併、子会社化、資本・業務提携など、実態に応じた対応が進んでいるところであり、金融機関の収益性や財務内容の改善が図られている。

- ③ 大手行については、11年3月末までに不良債権問題の処理は基本的に終了した。今後とも、早期健全化法や金融再生法を効果的に運用することなどにより、預金者が完全に保護される13年3月末までに、揺らぐことのない強い競争力を持つ金融システムを再構築することとしている。
- ④ また、金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、4月8日に金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」を公表したところであり、11年7月以降に実施する全ての預金等受入金融機関に対する検査について、適用する予定である。

(2) 信用収縮対策等

① 信用収縮対策

10年11月頃と比較して、企業の貸出態度に対する懸念は薄らいでおり、また、信用保証制度の拡充の効果などから、企業倒産は大幅に減少した。ただし、中小企業については、資金繰りに対する懸念も若干改善がみられるものの、依然として厳しい状態が続いている。中小企業の特別保証制度については、今後、必要

かつ十分な額の保証枠の追加を行うこととするが、その具体的規模等については、中小企業者の資金需要の動向を、引き続き注視しながら決定する。また、中堅企業等向け貸し渋り対策についても、日本開発銀行等において、長期運転資金融資、社債償還資金融資等の導入等を実施している。政府系金融機関の融資実績も、高い伸びを示している。

② 資金供給ルートの拡充・多様化

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（ＳＰＣ法）施行後、6件のＳＰＣが登録され、一定の成果がみられているが、このような実行状況等を踏まえ、一層の制度整備の検討を行う。会社型投資信託の投資対象については、会社型投資信託制度は導入されたばかりであり、実績は未だないといった状況等を踏まえ、引き続き検討を行う。また、4月14日に成立した金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律は、5月中旬に施行される予定である。

(3) 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

日本銀行は、10年11月13日の金融政策決定会合において、企業金融の円滑化に資することを狙いとして、①CPオペの積極的活用、②企業金融支援のための臨時貸出制度の創設、③社債等を担保とするオペレーションの導入を決定し、これらを既に実施している。

日本銀行は、11年2月12日の金融政策決定会合において、無担保コール・レート（オーバーナイト物）を実質的にゼロに引き下げるのこととした。その後、このスタンスは維持さ

れており、金利はゼロ近傍で推移している。また、ターム物金利や長期金利も相当程度低下し、低水準で推移している。さらに、ジャパンプレミアムも、ほぼゼロとなった。

こうした状況を踏まえ、日本銀行においては、現在の金融政策の効果を十分見極めるとともに、自律的な経済回復が明らかになるまで、適切な金融調節の手法により潤沢な資金供給を行い、引き続き日本経済の回復に貢献する金融政策を行っていくことが求められる。

2. 21世紀型社会の構築に資する景気回復策

(1) 21世紀先導プロジェクトの実施

①先端電子立国を形成するための2つのプロジェクト（10年度3次補正：2,800億円程度、11年度：1兆2,300億円程度）、②未来都市の交通と生活を先取りする3つのプロジェクト（10年度3次補正：6,800億円程度、11年度：1兆3,100億円程度）、③少子高齢化対応、ダイオキシン対応を含む安全・安心・ゆとりの暮らしを創る2つのプロジェクト（10年度3次補正：1兆100億円程度、11年度：8兆9,000億円程度）、④高度技術と流動性のある安定雇用社会の構築のための4つのプロジェクト（10年度3次補正：3,100億円程度、11年度：1兆1,900億円程度）、について合計で、10年度第3次補正予算で2兆500億円程度、11年度予算で12兆6,200億円程度措置した。

また、情報通信など多くの省庁に関連するプロジェクトを推進するため、バーチャル・エンジニアリングも活用して対応している。

(2) 生活空間活性化策

① 生活空間倍増戦略プランの策定

11年1月29日に「生活空間倍増戦略プラ

ン」を閣議決定した。10年度第3次補正予算及び11年度予算において、事業規模で概ね30.2兆円（国費14.3兆円）を措置した。

また、地域戦略プランについては、11年度予算で、総額2,050億円の推進費を計上している。同プランは今後、5月末までに各地域から国に提出される予定となっている。

② 土地・債権流動化

整理回収機構は4月1日から発足した。債権管理回収業法が2月1日に施行された後、10数社からの許可申請があり、4月中旬までに4社の許可業者が誕生した。

③ 住宅投資の促進

住宅投資を促進するため、11年度税制改正において、住宅ローン減税を実施している。また、基準金利等の適用される融資額を大幅に増額する生活空間倍増緊急融資を創設した。さらに、住宅金融公庫の10年度第4回融資の基準金利を2.2%とし、第4回融資受付期間も3月26日まで延長とともに、11年度の第1回募集開始日から、引上げ幅を思い切って圧縮し、2.4%に改めた。この結果、首都圏の3月単月のマンション発売戸数は過去最高となった。

(3) 産業再生・雇用対策

① 産業再生計画の策定（中小企業関連施策を含む）

11年1月29日に同計画を閣議決定した。10年度第3次補正予算及び11年度予算において概ね10.2兆円を措置した。

また、生産性の向上による産業の競争力強化を目指し、官民が協力して、それぞれの役割分担に応じた総合的な検討を行うため、3月から、産業競争力会議を開催して

いるところである。

②雇用対策

i. 「雇用活性化総合プラン」の実施

早急な雇用の創出及びその安定を目指し、1兆円程度の雇用対策を行うこととしており、その中核となる「雇用活性化総合プラン」に盛り込まれた施策を11年1月から実施している。目下、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いているが、雇用創出に資する各般の施策とともに、本プランを効果的に推進することにより、雇用の安定を図っていく。

このうち、良好な雇用機会の創出を図るため、改正中小企業労働力確保法を11年1月1日から施行しており、この改正法に基づく新規雇用創出対策については、3月末時点で約1,700件の申請がなされている。また、中高年労働者の失業なき労働移動のための「中高年労働移動支援特別助成金」を11年1月1日より実施している。さらに、民間教育訓練機関等に対する委託訓練については、11年3月末時点で、約3.8万人の訓練委託先を確保したところであるが、今後とも、受講希望者のニーズに合った訓練委託先を確保していく。加えて、「緊急雇用創出特別基金」については、11年1月30日から沖縄県において発動した。

ii. 労働力需給調整機能の強化

労働力需給の調整について民間機関の活用を図る労働者派遣法及び職業安定法の改正案については、4月15日に衆議院において審議が開始されたところである。

(4) 社会資本の重点的な整備

緊急経済対策関連の社会資本整備として、事業規模8.1兆円程度を措置した（国の10年度第3次補正予算を受けて、都道府県において

は、社会資本整備の追加に係る予算2兆600億円を計上した）。

また、11年度当初予算（公共事業関係費について、前年度当初予算に比べ5%の伸びを確保（公共事業等予備費も含めて考えれば10%超の伸び））が成立し、10年度第3次補正予算と併せて15ヵ月予算として切れ目ない執行を図っている。この結果、公共投資については2月の着工が前年度比で大幅増加となるなど、景気を下支えしている。なお、国の10年度2月末の公共事業等について特別調査を行ったところ、10年度第1次補正予算分及び10年度第3次補正予算分を含めた全体としての契約済額は18兆5,749億円、契約率は77.6%となっており、そのうち10年度第3次補正予算分の契約済額は7,198億円、契約率は19.3%である。

また、3月23日、11年度上半期における公共事業等の契約済額が、10年度上半期末実績（約13.6兆円）と比較して10%を上回る伸びとなることを目指して、その積極的な施行を図ること等を閣議決定した。加えて、国から地方公共団体に対して、11年度上半期における公共事業等の積極的な施行を図るよう要請した。11年度上半期における公共事業等の施行については、今後、地方公共団体における施行を含めて進捗状況等を調査する。これらにより、実質的な推進を促すこととする。

PFI推進については、政府として、我が国のPFIの考え方、実施プロセス、課題への対応等について、コンセンサスの形成、普及・啓発に努めるとともに、国・地方公共団体等におけるPFI事業の早期形成・実施の支援に係る調査等を行っている。

(5) 恒久的な減税等

恒久的な減税をはじめ、国・地方を合わせ、平年度9兆円を超える減税を行うことを内容とする11年度税制改正を4月から実施している。

地域振興券については、4月1日までの間に全市（区）町村で交付が開始された。今後、地域振興券の利用実態を調査し、その効果を分析することとする。

(6) 財政構造改革法の凍結

10年12月、財政構造改革法の停止に関する法律が成立した。

3. 世界経済リスクへの対応

世界経済・アジア経済にとって、日本経済の再生は、引き続き重要である。また、世界経済リスクへの対応に際しての我が国の役割の大きさを踏まえ、密接な相互依存関係にあるアジアの支援策等（1兆円程度）を実施しており、既にコミットした新宮沢構想の具体策等のアジアの通貨・経済の安定のための取り組みを引き続き推進していく。

(1) アジア諸国の通貨危機等への対応

日本輸出入銀行の融資、円借款の供与等や、アジア通貨危機支援資金等について、着実に具体化が進んでおり、アジア諸国の経済回復に貢献している。

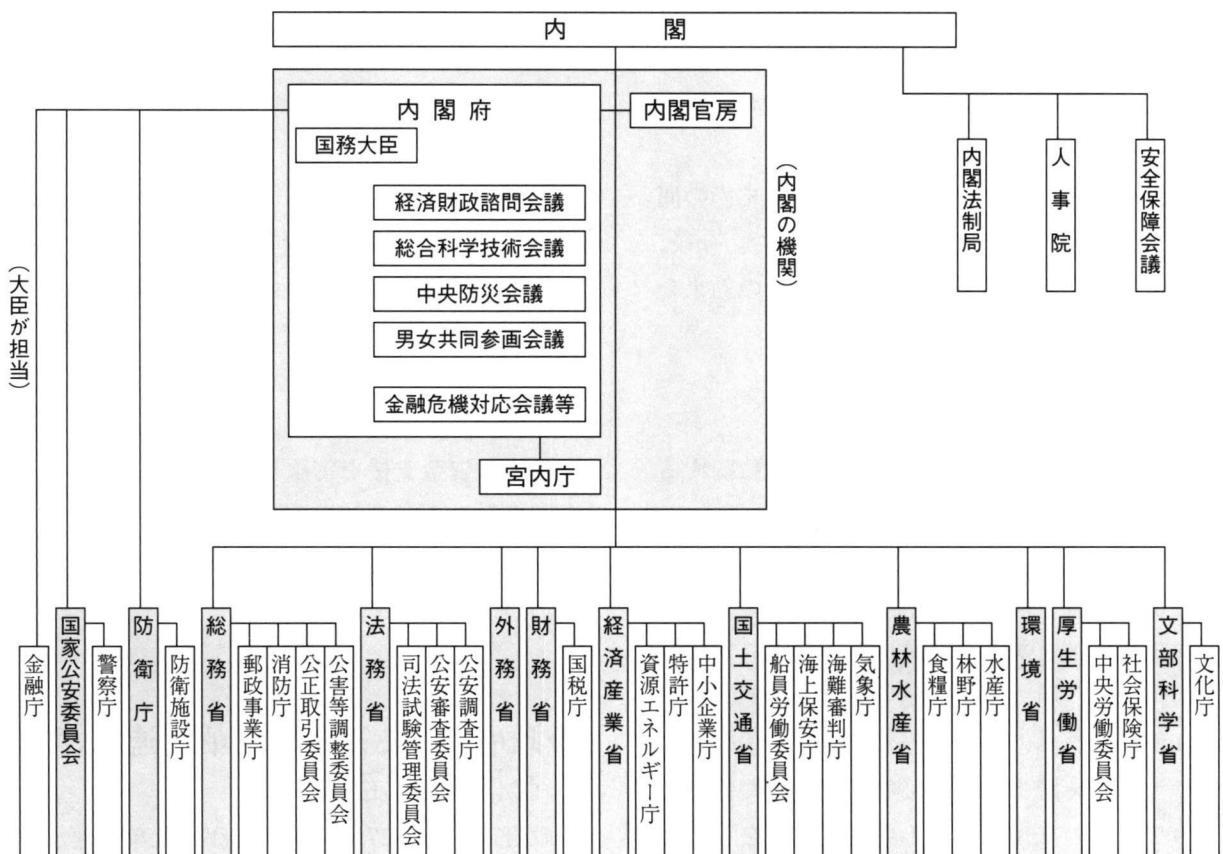
(2) アジアの現地日系企業等に対する支援

中小企業金融公庫等による本邦親企業経由の現地子会社向け融資や、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、貿易保険、無償資金協力等のアジア諸国やアジアの現地日系企業等に対する資金支援を実施している。また、我が国企業の事業参加機会の拡大を図りつつ、アジア諸国等の経済構造改革を進めるための特別円借款を創設した。

◆政府、中央省庁等改革関連法律案を閣議決定

政府は、4月27日、中央省庁等改革関連法律案を閣議決定した。同関連法律案は、中央省庁を1府12省庁制へ統合・再編するとともに、内閣機能を強化すること等を内容とするもの。省庁編成後の概要を図示すれば、次頁のとおり。

新たな省庁編成の概要



◆現行金利一覧 (11年5月17日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	1.9	11. 5.11 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.00	11. 5.11 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.00	11. 5.11 (2.30)
・住宅金融公庫	2.40	11. 4.26 (2.20)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.00	11. 4.21 (1.20)
(期間5年~7年)	1.50	11. 4.21 (1.65)
(期間7年以上)	2.00	11. 4.21 (2.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件 (11年5月17日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>1.435</u> 1.5 <u>100.56</u>	〈4月債〉 1.890 1.8 99.24
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>0.978</u> <u>0.797</u> <u>95.25</u>	〈1月債〉 1.353 0.797 93.50
政府短期証券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈11年5月17日発行分～〉 <u>0.057</u> <u>99.985</u>	〈11年5月10日発行分～〉 <u>0.070</u> <u>99.982</u>
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>1.658</u> 1.6 <u>99.50</u>	〈4月債〉 1.829 1.8 99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>1.700</u> 1.7 <u>100.00</u>	〈4月債〉 1.889 1.8 99.25
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>0.400</u> 0.4 100.00	〈4月債〉 0.600 0.6 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>1.000</u> 1.0 100.00	〈4月債〉 1.400 1.4 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈5月後半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75	〈5月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆バーゼル銀行監督委員会、市中協議用ペーパー「信用リスク・モデル：現状とその活用」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、4月21日、市中協議用ペーパー「信用リスク・モデル：現状とその活用」（原題：Credit Risk Modelling: Current Practices and Applications）を公表した（プレス・リリースについては、『日本銀行調査月報』1999年5月号参照）。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、4月26日、5月3日、10日、主要翌日物金利を引き下げた（借入金利10.875%→10.375%→10.250%→10.125%、貸出金利12.875%→12.375%→12.250%→12.125%）。

◆マレーシア中央銀行、3ヶ月物介入金利を引き下げ

マレーシア中央銀行は、5月3日、3ヶ月物介入金利を引き下げた（6.5%→6.0%）。

◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、4月29日、5月10日、13日、20日、市場介入翌日物金利を引き下げた（34%→32%→29.5%→27%→23.5%）。